

平成 18 年 3 月 23 日

松山市広告事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（以下「市有資産」という。）を民間企業等の広告を掲載し、又は掲出する媒体（以下「広告媒体」という。）として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第 2 条 市有資産への広告の掲載又は掲出は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図るとともに、民間企業等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において「広告媒体」とは、次の市有資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 広報紙その他市が発行する印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市有施設
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できる市有資産で市長が適当と認めたもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、民間企業等の広告を広告媒体に掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) あたかも市が推奨しているかのような誤解を市民に与えるもの

(7) 個人の名刺広告

(8) 美観風致を害するもの

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと認められるもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、広告掲載をする者（以下「広告主」という。）としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告主とすることが適当でないと市長が認める者

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載をすることができない業種、広告の内容その他の具体的な基準は、別に定める。

（広告料金）

第5条 市は、広告掲載の対価として、広告主から広告料金を徴収する。

2 広告料金の額は、広告媒体ごとに別に定める。ただし、入札等の方法により広告を募集する場合は、この限りでない。

3 広告料金は、行政財産の使用許可に係る使用料等を徴収する場合においても徴収するものとする。ただし、条例において行政財産の使用料等が広告掲載の対価を含めて定められている場合は、この限りでない。

4 道路、港湾施設、都市公園等における広告用工作物の設置、広告表示行為の許可等に伴い必要となる占用料又は使用料については、これらの事項について規定する法令、条例等の定めるところによるものとし、前2項の規定は、適用しない。

（広告の規格及び掲載位置）

第6条 広告の規格及び掲載位置は、広告媒体ごとに別に定める。

（広告の募集方法等）

第7条 広告の募集、選定等の方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

（広告主の責任等）

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(審査機関)

第9条 広告掲載の適否について審査するため、必要に応じて、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、委員長及び委員若干名で構成する。

3 委員長は総合政策部長の職にある者をもって充て、委員は広告媒体及び審査に関連する課等の長のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会の会議は、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課等の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総合政策部シティプロモーション推進課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年1月5日要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の第4条及び第5条の規定は、同日以後に選定する広告について適用する。

付 則（平成27年4月1日要綱第27号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和２年３月３１日要綱第３１号）

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

付 則（令和６年１１月２６日要綱第１００号）

この要綱は，公布の日から施行する。